

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○児童手当及び子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

福島県企業局

○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県議会

○福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会

○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島海区漁業調整委員会

○福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

規 則

児童手当及び子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
ここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県規則第十八号

児童手当及び子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

児童手当及び子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則(昭和四十六年福島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び子ども手当」を削る。

本則中「児童手当法」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項及び第百八十条の二の規定により、児童手当法」に、「第十七条第一項の規定により読み替えられる同法第七条第一項の認定及び平成二十二年法律第十九号)第十六条第一項の規定により読み替え

られる同法第六條第一項の認定に係る知事の権限」を「の施行に係る次に掲げる知事の権限に属する事務」に、「児童手当及び子ども手当の支給に係る職員の任命権者(当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。)が知事である場合を除き、児童手当及び子ども手当の支給に係る職員の任命権者」を「病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を任命権者とする職員に係る事務にあつてはそれぞれ病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長」に改め、「除く。」に「の下に」、福島海区漁業調整委員会事務局の職員で専任のものに係る事務にあつては農林水産部農林水産総室農林総務課長に」を加え、本則に次のただし書及び各号を加える。

ただし、病院事業管理者にあつては福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)別表第一名称の欄に掲げる病院に勤務する職員以外の職員に係る第一号に掲げる事務を、教育委員会及び警察本部長にあつては第二号に掲げる事務を、農林水産部農林水産総室農林総務課長にあつては第一号に掲げる事務を除く。

一 第十七条第一項の規定により読み替えられる第七條第一項の認定

二 第十七条第一項の規定により読み替えられる第八條第一項の規定による支給

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日以後における平成二十二年法律第十九号)第十六條第一項の規定により読み替えられる同法第六條第一項の認定については、なお従前の例による。

(職員業務課)

福 島 県 企 業 局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程(昭和四十四年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1課長専決事項の欄(経営企画課長特定専決事項)中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、同表備考中「6及び9」を「5及び8」に改める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に生じた事由に基づき職員の児童手当及び子ども手当の認定については、改正後の福島県企業局処務規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福島県議会

福島県議会訓令第一号

福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
福島県議会議事事務局
平成二十三年三月三十一日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令
福島県議会議事事務局処務規程（昭和三十五年福島県議会訓令第二号）の一部を次のよう
に改正する。

第四条の表総務課長の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号
までを一号ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に生じた事由に基づく職員の児童手当及び子ども手当の認定
については、改正後の福島県議会議事事務局処務規程第四条の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

（総務課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局
福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日

福島県人事委員会
委員長代理 佐藤 喜一

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一
部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第三十九号中「第三条第四項」を「第三条第三項」
に改め、同表事務局次長の専決事項の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号
を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則

- 1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（総務課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。
福島海区漁業調整委員会事務局
平成二十三年三月三十一日

福島海区漁業調整委員会
会長 前田 幸徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二
号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とする。

附則

- 1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に生じた事由に基づく職員の児童手当及び子ども手当の受給
資格及び額の認定等については、改正後の福島海区漁業調整委員会事務局規程第六
条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（総務審査課）